



# 国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

## 国民健康保険

国民健康保険（国保）には、所得が少ない世帯を対象にした、軽減制度や減免制度があります。今年度の保険料は、6月中旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4140）

### 低所得者の軽減制度

前年中の所得<sup>※1</sup>が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料<sup>※2</sup>の均等割と平等割が、あらかじめ軽減される制度があります。軽減の割合は7割、5割、2割の3種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の世帯内の加入者数と前年所得で軽減の割合を判定します。（表1）

### 未就学児がいる世帯は保険料が軽減されます

令和4年度から、新たに未就学児に対して、保険料の医療保険分、後期高齢者支援金分の均等割が5割軽減されます。低所得者の軽減制度が適用されている場合は、減額後の均等割が5割軽減されます。軽減後の保険料が賦課限度額を超える場合、賦課限度額が保険料となります。

### やむを得ず失業した人の軽減制度

倒産や解雇などでやむを得ず失業した人が国保に加入した場合、保険料や医療費の負担を軽減する制度があります。対象は、失業により新たに国保に加入した人、または、既に国保に加入して失業した人のうち、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人です。（図1）

### 減免制度

所得が少ないなど、特別な事情で保険料が納められないときは、申請することで減免の対象になります。◆所得が少ない世帯が対象の減免制度

### 国保課への届け出が必要

公共職業安定所で雇用保険の手続きを行い、「雇用保険受給資格者証」を持参の上、国保課へ届け出てください。

### ◆他の保険の加入者に扶養されていた65歳以上の人の減免制度

社会保険などに加入していた人が、後期高齢者医療制度に加入した場合、その人に扶養されていた人（旧被扶養者）で国保に加入した65歳以上の人は、保険料の減免を受けられる場合があります。国保へ加入手続きをするときに、減免申請を受け付けます。

### ◆特別措置1 低所得者への軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。これらの特別措置は自動的に判定されるため、手続きは不要です。

### ◆特別措置2 1人になった世帯への軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行した人が世帯内において、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

※2 国民健康保険料とは  
保険料は(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみの合算額）です。  
(1) (3)それぞれが①所得割（加入者全員の前年所得で算定）、②均等割（加入者1人ずつに掛かる）、③平等割（世帯単位で掛かる）で構成されています。

※1 所得とは  
前年の世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。  
給与や公的年金の場合は、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

表1 軽減の対象となる所得の基準額

軽減割合	基準額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等 <sup>※3</sup> の数-1)
5割	43万円+28万5000円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

※3 給与所得者等：給与収入が55万円を超える人や公的年金等を65歳未満の人は60万円、65歳以上の人は125万円を超えて受給している人

図1 失業した人の軽減制度の対象

特定受給資格者	特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人	雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

図2 減免の対象となる所得の要件

所得の少ない世帯のうち	加入者がひとり親・特別障害者に該当または、同居の特別障害者(加入者に限る)を扶養する世帯のうち
世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数 <sup>※4</sup> の合算数×35万円+43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数 <sup>※4</sup> の合算数×35万円+65万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※4 旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得のある人が1人の場合	
●給与収入のみの場合の減免基準	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円～133万円
2人世帯	給与収入 約98万円～171万6000円
3人世帯	給与収入 約98万円～222万8000円
4人世帯	給与収入 約98万円～272万8000円
●年金収入のみの場合の減免基準	
① 昭和32年1月1日以前生まれの人	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円
② 昭和32年1月2日以降生まれの人	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円～140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円～187万3000円

世帯全員の資産や預貯金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、所得割の2分の1が減免になる場合があります。（表2）

◆所得が少なく世帯が対象の減免制度

世帯全員の資産や預貯金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、所得割の2分の1が減免になる場合があります。（表2）

表3 旧被扶養者に対する減免

区分	期間	減免の割合
均等割 平等割 <sup>※5</sup>	国保に加入した月から2年間	2分の1減免 <sup>※6</sup>
所得割	当分の間	全額減免

※5 平等割は旧被扶養者のみで構成される世帯が対象  
※6 均等割と平等割は「低所得者の軽減制度」の5割軽減または7割軽減に該当する世帯は適用になりません

◆減免の申請受付期間

納入通知書は6月中旬に郵送します。対象者は6月15日(水)以降に納入通知書を持参の上、国保課に申請してください。減免の理由により証明書類が必要な場合や、受付期間が異なる場合があります。

◆後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。これらの特別措置は自動的に判定されるため、手続きは不要です。